

漁港漁場関係事業の設計積算に係る端数処理の取り扱いについて

三重県が発注する漁港漁場関係事業の工事価格の算出では、下記の端数処理を行う。

1. 端数処理について

- ① 制定年度の漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人全国漁港漁場協会発行）による（別紙参照）。

ただし、工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

- ② ①に記載がない項目等は、制定年度の積算基準（共通編、機械編）（三重県県土整備部）を準用する。

2. 適用日

令和3年10月1日以降の公告にかかるものとする。

事務局 農林水産部 水産基盤整備課
TEL059-224-2597 Fax059-224-2608
E-mail : suikiban@pref.mie.lg.jp

別紙

令和3年度

漁港漁場関係工事積算基準

水産庁漁港漁場整備部

別紙

2-7 工期の設定

工期の設定に当たっては、以下の日数を考慮し、適切に定めるものとする。

- ① 運転日
- ② 日曜・祝祭日、土曜日、夏季休暇、年末・年始休暇
- ③ 荒天日
- ④ 作業船の回航・えい航・艀装
- ⑤ 工程上の待ち
- ⑥ 現場整備
- ⑦ 材料手配（需給が逼迫している資材を使用する工事については余裕工期）
- ⑧ 関係官公庁への諸手続き、第三者への工事説明
- ⑨ 工事用地等の確保に要する期間
- ⑩ 準備・跡片付け

2-8 直接工事費の積算

2-8-1 単価表

船舶・機械の運転および休止1日当りの経費をまとめたもので、以下の費目からなる。

- ・主燃料（運転時の雑品を含む）
- ・労務費
- ・船舶・機械損料（または賃料）

2-8-2 代価表

1) 代価表の種類

代価表の種類と内容は、以下のとおりである。

- ・1日当り代価表：原則として主たる作業船1隻または主たる作業機械1台が1日運転した場合の作業船・機械、労務、材料等の構成を示した代価表
- ・数量代価表：当該数量を施工するために要する機械、労務、材料の構成を示した代価表

2) 代価表の作成

項 目	数 位	摘 要
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入
材 料 単 価	銭止め	切り捨て
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	
損 料	銭止め	
代 価 金 額	円止め	
代 価 総 額	円止め	
代 価 単 価	円止め	
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ

2-8-3 総括表

1) 単 価

総括表の単価には、代価単価及び施行パッケージ単価を用いる。

$$\text{代価単価} = \frac{\text{代価総額}}{\text{代価数量 (能力値)}} \quad (1 \text{ 位止め、切り捨て})$$

施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）

2) 数 量

施工数量は、1位止めを原則とする。（四捨五入）